

健康福祉

成人健康相談

日時 11月28日(月)午後1時～4時(要予約)
会場 市保健センター
内容 ▽健康や栄養についての相談会▽血管年齢測定▽体組成測定など
持ってくる物 各種検診結果票・健康手帳・お薬手帳など
相談対象者の健康状態が分かる物
その他 ▽相談は家族など本人以外でも受け付けます▽ペーサー利用者等は体組成測定を行いません

戦没者追悼式

終戦から77年という長い年月が過ぎました。戦争の悲惨さを後世に伝えるとともに、犠牲になった戦没者のご冥福をお祈りするため、追悼式を行います。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して一部関係者および代表遺

族のみの参列となります
日時 11月12日(土)午前10時
会場 市民ホール
問い合わせ 福祉課(☎④02297)

その他

プレミアム付き商品券取扱店換金期限

買って応援プレミアム付き商品券の取扱店は、使用された商品券を11月11日(金)までに換金してください。換金申請書が不足する場合は、藤岡商工会議所または鬼石商工会まで申し出てください。

問い合わせ 藤岡商工会議所(☎②1230)・鬼石商工会(☎②2062)・商工観光課(☎④02319)

「高山社」債の発売

世界遺産である高山社跡の顕彰と新型コロナウイルス感染症拡大で低迷している市内の消費回復による事業者支援を目的として、プレミアム率20%のプレミアム付き商品券「高山社」債を販売します。

円以内
資金使途 運転資金
融資期間 6カ月以内
返済方法 一括返済または月賦返済
融資利率 年1.5%
保証人・担保 金融機関の規程のとおり
申し込み 取扱金融機関(し のめ信用金庫・群馬銀行・東和銀行・ぐんまみらい信用組合の市内各支店)
問い合わせ 取扱金融機関・商工観光課(☎④02319)

都市計画審議会の傍聴

日時 11月25日(金)午後1時30分
会場 市役所中庁舎
議題 藤岡都市計画火葬場の決定について
定員 10人程度(先着順)
申し込み 開会15分前までに直接会場へ
問い合わせ 都市計画課(☎④02824)

女性の人権ホットライン

11月18日(金)から24日(木)までの一週間は「女性の人権ホットライン強化週間」です。
夫やパートナーからの暴力

など、女性の人権に関する相談について電話相談窓口の受付時間を延長します。対応は人権擁護委員と法務局職員が当たり、秘密は固く守ります。
日時 11月18日(金)・21日(月)・22日(火)・24日(木)午前8時30分～午後7時(19日(土)・20日(日)・23日(祝)は午前10時～午後5時)
※通常の受付時間は平日の午前8時30分～午後5時15分
電話番号 ☎0570・070・810
問い合わせ 前橋地方事務局(☎027・221・4466)・地域づくり課(☎④02211)

二十歳を祝う会事前登録

令和5年1月8日(日)に行う「二十歳を祝う会」はスマートフォンなどで電子受け付けとするため、事前登録が必要です。
式典対象者へ送付した案内状に、登録フォームの2次元コードを記載していますので、必ず事前登録をしてください。
市内に住民登録がある人には10月末に案内状を送付しました。市内に住民登録がない

犯罪被害者支援

警察では犯罪被害に遭った人や、その家族が安心して暮らすことができるよう、さまざまな支援を行っています。

支援内容 刑事手続の概要や情報提供

インボイス制度説明会

インボイス制度と補助金の説明会を開催します。
日時 11月21日(月)・22日(火)・24日(木)・25日(金)午後2時～4時
会場 藤岡税務署
定員 各回15人(事前予約制)
その他 公共交通機関を利用して来場してください
問い合わせ 藤岡税務署(☎②0973)

中小企業季節資金

11月1日(火)から年末資金の取り扱いを開始します。
融資対象 市内に事業所を有する中小企業者
融資限度額 1企業500万円
5年1月31日(火)
その他 ▽午前8時から購入引換券を配布します。引き換えは当日の午後3時までです
▽並んだ本人のみ購入可能
問い合わせ 藤岡商工会議所(☎②1230)

調査、裁判の過程で利用できる制度、各種機関の相談窓口などについて情報を提供します
経済的負担の軽減 特定の犯罪によって傷害を負った場合に、医療費の一部を警察が負担して被害者の経済的な負担を軽減する制度があります
精神的負担の軽減 安心して被害の届け出や相談などができよう、犯罪被害者相談電話の設置や、カウンセリング体制を整備しています
安全の確保 同一の犯人から再度危害を受けないように、防犯指導や立ち寄り警戒、さまざまな機材などを活用して安全対策を講じます
各種給付制度 故意の犯罪行為などで死亡、負傷または疾病が生じた場合および日本国外における故意の犯罪行為により死亡、障害が残った場合に、遺族や被害者に対して国が一時金を支給する制度があります。審査によって減額または不支給になることがありますので、詳細は県警ホームページを確認してください
問い合わせ 藤岡警察署(☎②0110)

手話をやってみよう(第44回)
手話は音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。手話が身近な言語となるよう、皆さんもやってみましょう。
今月は「食べる・飲み物を飲む」を紹介します。
【食べる】 【飲み物を飲む】
(Images of hand gestures for eating and drinking)
問い合わせ 福祉課(☎④2384)